

岡山市総合教育会議運営要綱の改正について

1 改正理由

平成27年4月1日から施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の組織について、教育長及び四人の委員とされたため、岡山市総合教育会議運営要綱第3条（会議の定足数）についても、改正が必要となりました。

なお、教育委員会の組織についての規定は、法改正後に市長が任命した教育長から適用されるため、このたび改正するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。(以下略)



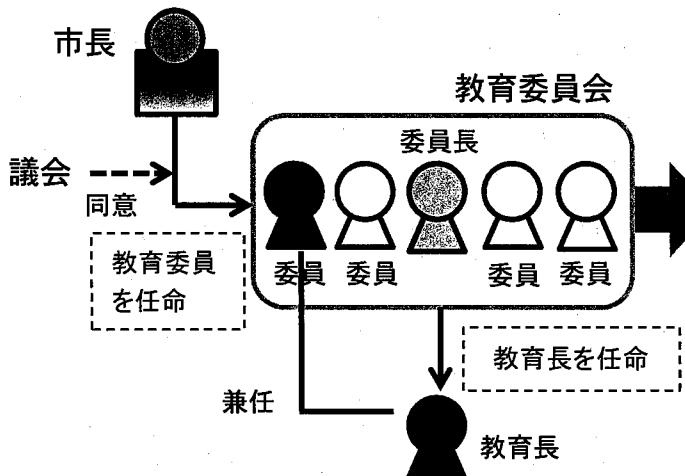
【旧】 第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。(以下略)

2 新旧対照表（改正部分のみ）

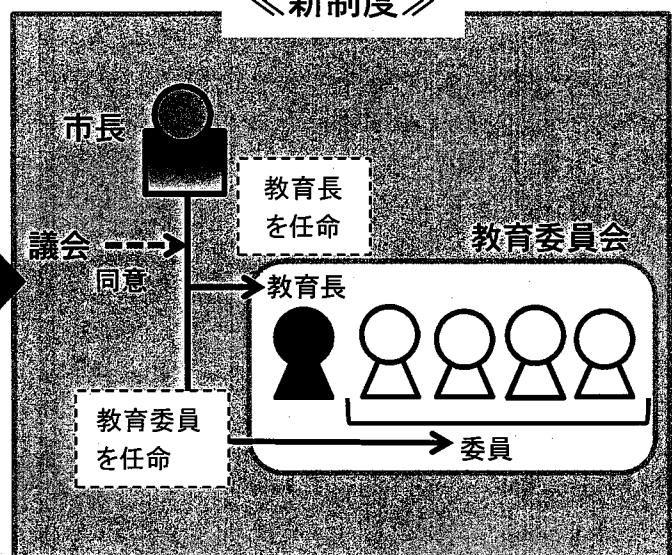
現行	改正（案）
<p>(会議の定足数)</p> <p>第3条 会議は、<u>市長及び教育長を含む3人以上の教育委員会委員</u>が出席しなければ、開くことができない。ただし、緊急の必要がある場合は、市長と教育長のみで会議を開くことができる。</p>	<p>(会議の定足数)</p> <p>第3条 会議は、<u>市長、教育長及び2人以上の教育委員会委員</u>が出席しなければ、開くことができない。ただし、緊急の必要がある場合は、市長と教育長のみで会議を開くことができる。</p>

※参考（文部科学省資料より抜粋）※

《旧制度》



《新制度》



岡山市総合教育会議運営要綱（改正【案】）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16号）第1条の4第9項の規定に基づき、岡山市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集等）

第2条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認めるときは、市長に対し、協議すべき事項（以下「協議事項」という。）を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、市長が開催の日時、場所及び協議事項を教育委員会に対して通知することにより行うものとする。

4 市長は、会議を招集したときは、開催の日時、場所及び協議事項を公表するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

（会議の定足数）

第3条 会議は、市長、教育長及び2人以上の教育委員会委員が出席しなければ、開くことができない。ただし、緊急の必要がある場合は、市長と教育長のみで会議を開くことができる。

（意見聴取）

第4条 協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議事項に関して意見を聞くことができる。

2 前項の規定による意見聴取の実施及び相手方の決定は、協議事項が決定した後、当該意見聴取を実施する会議の開催の日までに、市長が教育委員会と合意して行うものとする。

（会議の公開及び傍聴）

第5条 次の各号のいずれかに該当し、非公開とする場合を除き、会議は公開するものとする。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(事務の調整等)

第6条 事務の調整その他会議における決定は、会議に出席した構成員の全員の合意により行うものとする。ただし、あらかじめ教育委員会としての意思を決定し、その決定した内容のとおりに市長と合意する場合、教育長が教育委員会から委任を受けた事項等について市長と合意する場合又は緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表するものとする。

2 議事録は、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。ただし、非公開の議題は、公表しない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市長事務部局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。